【資料６】

新潟市障がい福祉課
平成 26 年 10 月 16 日
第 12 回条例検討会資料

相談機関・調整委員会・条例推進会議のイメージ

	相談機関	調整委員会	条例推進会議	障害者差別解消支援地域協議会
主な業務	①　差別的対応を受けた方の相談受付 ②　関係者への必要な説明及び関係者間の調整 ③　関係行政機関又は利用できる制度の紹介 ④　関係行政機関への相談に係る事実の通告 ⑤　助言及びあっせんの申立ての支援	①　市長の諮問に応じ、障がい等を理由とした差別に係る事項の調査審議 ②　調査結果に基づき、市長に対して助言又はあっせんの進言を行うこと。	①　制度、習慣、慣行等が背景にあって構造的に繰り返される差別に係る問題の解決に関すること。 ②　障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を深め、差別を解消するための具体的な取組みについて協議し、又はその取組みに関する情報を発信すること。 ③　障がい等を理由とした差別の解消に関する周知啓発又は研修を行い、人材育成に努めること。	①　事案の情報共有及び構成機関等への提言 ②　地域における障がい者差別解消の推進のための取組に関する協議提案 ・事例の集積による認識の共通化 ・構成機関による周知啓発の取組 ・社会資源の開発・改善 ③　他市町村の地域協議会から情報提供又は協力を求められた事案の対応に係る協議
設置根拠	障害者差別解消法第 14 条／条例	障害者差別解消法第 14 条／条例	条例	障害者差別解消法第 17 条
設置場所(箇所数)	障がい福祉課・基幹相談支援センター（4 ヶ所）	障がい福祉課内（1 ヶ所）	障がい福祉課内（1 ヶ所）	障がい福祉課内（1 ヶ所）
構成員	≪案≫ 指導員（障がい福祉課）1 名 相談員 20 名程度（基幹相談支援センター）	≪案≫下記の機関から各 1 名づつ 10 名程度 ①　法務局、②　労働局、③　障がい者団体又は家族会、④　校長会、⑤　社会福祉施設等団体、⑥　医師会 or 歯科医師会、⑦　商工会議所 or 経営者協会、⑧　公共交通機関、⑨　弁護士会、⑩　学識経験者（法学）	≪案≫下記の機関から 20 名程度 ①　法務局、②　労働局、③　県警、④　障がい者団体又は家族会 7 名（視覚・聴覚・肢体不自由・知的・精神・発達・難病）、⑤　校長会、⑥　ＰＴＡ連合会、⑦　保育園協会、⑧　社会福祉施設等団体、⑨　基幹相談支援センター、⑩　福祉専門職等団体、⑪　医師会、⑫　歯科医師会、⑬　商工会議所、⑭　経営者協会、⑮公共交通機関、⑯　不動産関係団体、⑰　弁護士会、⑱　学識経験者（法学、教育）、⑲公募委員、⑳市	※差別解消法で想定している機関 【行政】法務局、労働局、障がい者施策主管部局、福祉事務所、保健所、精神保健福祉センター、消費生活支援センター、教育委員会、学校、県警等 【当事者】障害者団体、家族会等 【教育】校長会、ＰＴＡ連合会等 【福祉】社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、福祉専門職等団体、社会福祉施設等団体、障害者就業・生活支援センター等 【医療・保健】医師会、歯科医師会、看護協会、医療機関、病院団体等 【事業者】商工会議所、経営者協会、公共交通機関、事業者等 【法曹】弁護士会、司法書士会等 【その他】学識経験者、新聞社、放送局等
構成員身分	業務委託	附属機関委員（非常勤特別職の地方公務員）	附属機関委員（非常勤特別職の地方公務員）	